

広島県水道広域連合企業団職員の退職管理に関する条例をここに公布する。

令和6年2月6日

広島県水道広域連合企業団企業長 湯 崎 英 彦

広島県水道広域連合企業団条例第3号

広島県水道広域連合企業団職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として企業長が別に定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として企業長が別に定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として企業長が別に定めるものに就いている職員であった者は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他企業長が別に定める場合を除き、企業長が別に定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に企業長が別に定める事項を届け出なければならない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。